

第 22 号議案

芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和39年芦屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「及び」に改める。

第2条第1項中「児童福祉法（」の次に「昭和22年法律第164号。」を、「第39条」の次に「の規定」を加え、「第24条」を「第24条第1項」に、「又は児童」を「その他の児童（以下「児童」という。）」に改める。

第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第4条及び第5条を次のように改める。

（保育の実施）

第4条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）第1条各号に掲げる事由により保育を必要とする場合又は児童が法第24条第5項若しくは第6項の規定により保育所への入所の措置を受けた場合に行うものとする。

第5条 削除

第7条を次のように改める。

（保育実施の解除）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができる。

- (1) 児童の保護者のいずれもが施行規則第1条各号に掲げる事由に該当しなくなったとき。
- (2) 入所している児童が伝染性の疾病に罹患しているとき。

- (3) 児童の保護者が偽りその他不正の手段により入所の承諾を受けていたことが判明したとき。
- (4) その他保育の実施に支障があると市長が認めたとき。

第8条の見出しを「(補則)」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

芦屋市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、保育の実施に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが労働又は疾病等の事由により保育を必要とする場合又は児童が保育所への入所の措置を受けた場合に行うこととする。
(第4条関係)

(2) 市長は、次のいずれかに該当するときは、保育の実施を解除することができることとする。(第7条関係)

ア 児童の保護者のいずれもが保育の実施に必要な事由に該当しなくなったとき。

イ 入所している児童が伝染性の疾病に罹患しているとき。

ウ 偽りその他不正の手段により入所の承諾を受けていたことが判明したとき。

エ その他保育の実施に支障があると市長が認めたとき。

(3) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成27年4月1日

児童福祉法抜粋（平成27年4月1日施行）

第24条（第1項省略）

（第2項及び第3項省略）

- 4 市町村は、第25条の8第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童その他の優先的に保育を行う必要があると認められる児童について、その保護者に対し、保育所若しくは幼保連携型認定こども園において保育を受けること又は家庭的保育事業等による保育を受けること（以下「保育の利用」という。）の申込みを勧奨し、及び保育を受けることができるよう支援しなければならない。
- 5 市町村は、前項に規定する児童が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により子ども・子育て支援法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費（同法第28条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。）又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費（同法第30条第1項第2号に係るものを除く。次項において同じ。）の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該児童を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行わなければならない。
- 6 市町村は、前項に定めるほか、保育を必要とする乳児・幼児が、子ども・子育て支援法第42条第1項又は第54条第1項の規定によるあつせん又は要請その他市町村による支援等を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由により同法に規定する施設型給付費若しくは特例施設型給付費又は同法に規定する地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給に係る保育を受けることが著しく困難であると認めるときは、次の措置を採ることができる。
 - (1) 当該保育を必要とする乳児・幼児を当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行うこと。

- (2) 当該保育を必要とする乳児・幼児に対して当該市町村が行う家庭的保育事業等による保育を行い，又は家庭的保育事業等を行う当該市町村以外の者に当該家庭的保育事業等により保育を行うことを委託すること。

(第7項省略)

子ども・子育て支援法施行規則抜粋（平成27年4月1日施行）

(法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由)

第1条 子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は，小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 1月において，48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり，若しくは負傷し，又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災，風水害，火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，同法第124条に規定する専修学校，同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

- (8) 次のいずれかに該当すること。
- イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）
- (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。